

第 5 号

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第 9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第10号 山ノ内町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第11号 山ノ内町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第12号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第13号 山ノ内町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 6 議案第14号 よませどんぐりの森公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第15号 山ノ内町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第16号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第17号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第18号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第19号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第20号 山ノ内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第21号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の制定について
- 14 議案第22号 山ノ内町指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 15 議案第23号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第24号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第25号 平成30年度山ノ内町一般会計予算
- 18 議案第26号 平成30年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
- 19 議案第27号 平成30年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- 20 議案第28号 平成30年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 21 議案第29号 平成30年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- 22 議案第30号 平成30年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算
- 23 議案第31号 平成30年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算
- 24 議案第32号 平成30年度山ノ内町水道事業会計予算
- 25 陳情第 1号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書

- 26 陳情第 2号 最低制限価格の設定に関する陳情書
- 27 陳情第 3号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書
- 28 同意第 2号 固定資産評価員の選任について
- 29 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 30 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 31 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 32 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 33 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
- 34 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 35 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程と同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

1番	山本光俊君	9番	渡辺正男君
3番	湯本晴彦君	10番	児玉信治君
4番	高山祐一君	11番	小淵茂昭君
5番	望月貞明君	12番	小林克彦君
6番	布施谷裕泉君	13番	高田佳久君
7番	徳竹栄子君	14番	西宗亮君
8番	山本良一君		

○ 欠席議員次のとおり（1名）

2番 小林民夫君

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 山崎和彦 議事係長 湯本豊

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長 竹節義孝君	副町長 柳澤直樹君
教育長 佐々木正明君	会計管理者 渡辺千春君
総務課長 柴草隆君	税務課長 成澤満君
健康福祉課長 藤澤光男君	農林課長 山本和幸君

観光商工課長	小林 広行 君	建設水道課長	鈴木 隆夫 君
教育次長	大塚 健治 君	消防課長	徳竹 彰彦 君
代表監査委員	中野 隆夫 君		

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(西 宗亮君) 本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(西 宗亮君) 2番 小林民夫君から欠席の旨、届けがありました。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、3月16日の議会運営委員会に町側から3件、議会側から8件の追加議案等の提出がありました。

後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

-
- 1 議案第 9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 2 議案第10号 山ノ内町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - 3 議案第11号 山ノ内町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
 - 4 議案第12号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
 - 5 議案第13号 山ノ内町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議長(西 宗亮君) 議事に入ります。

日程第1 議案第9号から日程第5 議案第13号までの5議案を一括上程し、議題とします。議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長山崎和彦君議題を朗読する。)

議長(西 宗亮君) ただいまの5議案につきましては、去る3月5日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 山本良一君登壇)

総務産業常任委員長(山本良一君) 8番 山本良一。

それでは審査報告をいたします。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成30年3月20日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

総務産業常任委員長 山 本 良 一

1. 委員会開催月日 平成30年3月13日
2. 開催場所 第1・第2委員会室
3. 審査議案

- 議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号 山ノ内町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号 山ノ内町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号 山ノ内町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

(以上5件 平成30年3月5日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査経過について若干の報告をさせていただきます。

まず、議案第9号 職員の育児休業等に関する条例に関する件ですが、育児休業の対象となる子の範囲の見直しをするというものです。特別養子縁組の監護期間中の子及び養育里親資格を持つ職員に委託されている子を加えるもので、審査の結果、問題ないものと判断、全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

続いて、議案第10号 山ノ内町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてですが、改正前の条例においては「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」との記載がされておりましたが、個人情報の定義、氏名、生年月日その他の記述、個人識別符号、要配慮個人情報などと細分化し、明確化するものでございます。

識別符号、要配慮個人情報などの内容についての質問などがあつた中で審査いたしまして、その中では、個人情報を個人情報データベースとして所持し、事業に用いる個人情報取扱業者に関する不安なども委員の中からは指摘されましたが、採決の結果、賛成5、反対1の賛成多数で可決すべきものといたしました。

次に、議案第11号ですが、根拠法である災害対策基本法の改正により生じた条ずれを改正するものであり、問題ないものと判断、全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

議案第12号ですが、やはりこれも同様に根拠法改正に伴う字句の修正並びに項のずれを改定するものということで、問題ないものと判断、全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

次に、議案第13号 山ノ内町地域経済牽引事業の促進に関する条例の制定についてですが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の制定に伴い、市町村及び都道府県は基本計画を策定、国の同意を得ることとなっております。北信地域振興局管内の6市町村において北信地域における基本計画が策定されておりますが、この計画による承認案件を満たした事業案件について、事業環境の整備に対する不動産取得税並びに固定資産税の

課税免除措置がされることとなりまして、これに対応するための条例制定です。

従来の企業立地促進法が企業に特定されておりましたが、今回、観光と農業という分野が対象になりましたことから、当町においてもユネスコエコパーク、スノーモンキー、雪や温泉などの自然を生かした観光と農業のさらなる付加価値を生み出す事業が推進されることを期待し、全会一致で可決すべきものいたしました。

以上です。

議長（西 宗亮君） これより委員長報告に対し議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第9号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号 山ノ内町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、総務産業常任委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

議案第10号 個人情報保護条例の一部改正について反対の立場から討論を行います。

今回の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に対応するもので、個人情報をより細かく定義づけようとするものとの説明でした。確かに、一見、個人が特定できる情報を厳しく保護する目的の改正のように見えますが、実は、行政機関等が持つ個人情報を個人が特定できないよう非識別加工して、民間事業者に利活用を可能とさせようとするもの

です。

この改正には、平成29年5月12日に公布された医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律、これはいわゆる医療ビッグデータ法、この法律にも大きく関連しています。

個人情報保護法は、要配慮個人情報に該当する個人データについては、要配慮個人情報以外の個人データでは認められるオプトアウトの手の続の適用は認められません。オプトアウト手続については、法に定める一定の手続をとったとしても、実際には本人が明確に認識できないうちに個人データが第三者に提供されるおそれがあるため、情報の性質上、慎重な取り扱いが求められる要配慮個人情報には、取り扱いを認めないものとしたものです。これが、要配慮個人情報に該当する利用情報をビッグデータ、これは匿名加工情報ですが、として利用する際の支障となっていました。

すなわち、医療機関が匿名加工情報に該当する患者の医療情報をビッグデータとして利用したい製薬会社や研究機関、大学等に提供したい場合に、医療機関は患者の同意を個別に取得するのは困難なので、本人が利用停止を求めるまで第三者提供が可能なオプトアウトの手続を利用したいところですが、これが認められない法律になっています。

医療ビッグデータ法では、個人情報保護法では認められない要配慮個人情報に該当する医療情報のオプトアウト手続について、医療情報取扱事業者が認定匿名加工医療情報作成事業者に提供する場合に限ってオプトアウトの手続を認めるものです。

例えば、医療機関が患者に通知した際、本人が明確に拒否しなければ、国の認定を受けた民間機関に患者情報を提供することになります。書面を渡されても認識できないまま同意したとみなされる危険があります。国民は、どんな自己情報が集められているかを知り、不当に使われないよう関与する自己決定権を持っています。

本条例の一部改正は、個人情報の保護というよりも、条件つきで個人の医療情報などを民間事業者ビッグデータとして活用させることを可能とするための改正であり、個人情報を危険にさらすことになるのではないかとの危惧は拭えません。

以上の理由から本条例の一部改正には反対をさせていただきます。

以上です。

議長（西 宗亮君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論を終わります。

議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長報告は可決であります。

議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（西 宗亮君） 起立11人で多数です。

したがって、議案第10号 山ノ内町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号 山ノ内町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第11号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第11号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 山ノ内町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第12号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号 山ノ内町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第13号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 山ノ内町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定については総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

6 議案第14号 よませどんぐりの森公園条例の一部を改正する条例の制定について

7 議案第15号 山ノ内町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

8 議案第16号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

9 議案第17号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長(西 宗亮君) 日程第6 議案第14号から日程第9 議案第17号までの4議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長山崎和彦君議題を朗読する。)

議長(西 宗亮君) ただいまの4議案につきましては、去る3月5日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 山本良一君登壇)

総務産業常任委員長(山本良一君) 8番 山本良一。

それでは、引き続き委員会審査報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成30年3月20日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

総務産業常任委員長 山 本 良 一

1. 委員会開催月日 平成30年3月13日

2. 開催場所 第1・第2委員会室

3. 審査議案

議案第14号 よませどんぐりの森公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 山ノ内町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(以上4件 平成30年3月5日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査の内容について若干ご報告いたします。

議案第14号、これはどんぐりの森公園にかねてから設置されておりましたクロスカントリーコースの廃止に伴い、条例の中からクロスカントリーコースの名称を削除する、こういったものです。審査に当たっては、町有地の面積及び普通財産への移行についての方向、また利用状況についての質問がありましたが、将来にわたり利用を期待できないということから全会一致で可決すべきものといいたしました。

次に、議案第15号です。この条例に関しては、29年7月公営住宅法施行規則の改正に伴う条文のずれに対応したもので、審査の中でも特に問題ないと判断いたしまして、全会一致で原案のとおり可決すべきものといいたしました。

次に、議案第16号 山ノ内町消防団の公務災害補償条例に関する件ですが、28年11月の人事院勧告に基づいて、配偶者に対する金額を引き下げ、子への補償金額を増額させるというもので、29年度、30年度と段階的に行う、これで最終年度だということでございます。少子化が進むという中で子育てへの対応というような形の中で、全会一致で可決すべきものといいたしました。

次に、議案第17号 山ノ内町国民健康保険税条例に関する件でございますが、今回は社会文教委員会との合同審査ということで、皆さんその審査の内容についてはおわかりでございますが、国保の運営主体を山ノ内から長野県に移管する。これに対応しまして国保運営協議会で協議され、答申を受け、それを受けたことから条例を改正するものでございます。具体的には、現在まで山ノ内町が採用してきた4方式から県が採用する3方式に統一させるために資産割を段階的に引き下げ将来的に廃止する、こういった方針でございます。

廃止による減収分に関しては基金を充てるという改正案を提案いただきました。引き下げによる減収分、基金を充てるということに対しまして委員会の中でも特に意見がございました。また、現在ペナルティーもない段階での法定外繰り入れの廃止ということに対しての疑問が提示されました。また、共同事業拠出金の移行、それから基金の見通しなど数多くの質問をいただいた上で採決いたしました。賛成5、反対1、賛成多数により可決すべきものといいたしました。

以上、審査報告といたします。

議長（西 宗亮君） これより委員長報告に対し議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第14号 よませどんぐりの森公園条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第14号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 よませどんぐりの森公園条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号 山ノ内町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第15号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 山ノ内町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第16号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、総務産業常任委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

議案第17号 国民健康保険税条例の一部改正について反対の立場から討論します。

今回の改正は、30年4月から、国民健康保険制度改正により財政運営の責任を県が担い市町村とともに運営主体となる、いわゆる県一本化を受けての保険税改定であります。

県から示された事業納付金は4億9,186万円余りとなっています。これを賄うための保険税改定は実質値下げということになります。医療給付分の資産割を現行「27.7%」から「23%」に、後期高齢者支援金分の資産割を「9%」から「7.5%」に、介護納付金分の資産割を「7.9%」から「6.5%」に引き下げるという内容になっています。

県の運営方針では資産割を除く3方式としていることから、将来的な保険料水準の統一へ向けて、段階的に4方式から3方式へ今後6年間かけて7%ずつ下げて移行していく、値下げ分は基金繰り入れで補填し、年約600万円で合計1億円の基金活用で対応するとのこととです。

値下げは歓迎すべきですが、そもそも町は、医療費は安いのに国保税は高いと言われていました。平成27年度では1人当たり医療費は30万181円で県下64位、1人当たり国保税は9万8,019円で県下11位です。ちなみに、県平均の医療費は34万3,102円、全国では34万9,697円と、それぞれ町よりも4万円以上も高くなっていますが、国保税では県が8万6,522円、全国では9万2,124円と、県は1万1,000円、全国は6,000円も安くなっています。これは28年度値上げ前の数字であります。

こうした理由は、保険給付費の明らかな過大見込みによります。27年度に値上げが必要とした町側の推計値は、28・29年度の2年間で3億円以上もの過大見込みだったことが明らかにな

りました。結果として、29年度末基金残高は、当時推計値5,200万円余りであったものに対し2億2,000万円を超える見通しとなっています。

平成28年度の北信圏域での国保税を比較してみます。課税所得150万円、資産割3万円、大人2人・子供1人世帯のモデル世帯での各市町村の国保税額です。中野市は24万8,090円、飯山市は25万8,960円、野沢温泉村は27万20円、木島平村は24万8,990円、栄村は23万1,970円ですが、当町は29万2,180円と断トツで1位です。

2010年との比較では、中野市と栄村は値上げをせずプラス・マイナス・ゼロ、飯山市は4万7,750円アップ、野沢温泉村は3万3,700円アップ、木島平村は1万8,850円アップ、これに対し当町は8万7,370円ものアップとなっています。どれだけ当町の国保税が高いかわかっていただけだと思います。

本条例改正に私が反対する理由は、一般会計からの財政支援、被保険者負担軽減のための法定外繰り入れを打ち切ることを前提としている点です。確かに国は将来的に解消が必要としています。しかし、直ちに法定外繰り入れをやめると国保税が大幅に増加する可能性があるという指摘し、慎重に検討し計画的・段階的に解消を目指すこととしています。

基金がたくさんあるということをいいことに繰り入れを一遍にやめてしまうことは、値上げ分を折半することを条件にこれまで負担増を受け入れてきてくれた被保険者の皆さんに対する裏切り行為であり、許されません。

お隣の中野市では、同じく法定外繰り入れ打ち切りで大幅値上げになると、これも大きな問題になっています。しかし、中野市は、10年間値上げをせず被保険者の負担軽減に努めてきました。その間の法定外繰り入れは15億6,000万円を超えています。当町とは桁が違います。

先週の北信ローカルでは負担増で近隣と同水準になると報道していましたが、ここで言う近隣とは当町のことも指しています。当町と同水準の国保税額になることに大勢の市民が反発しているのです。もともと高過ぎた当町の国保税がわずかに下がるからといって、安易に賛成することはできません。

法定外繰り入れは、禁止されているわけでもペナルティーがあるわけでもありません。現に、今後も継続すると答えた県内自治体は10以上に上ります。28年度は、全国で3,000億円、県でも30億円以上の法定外繰り入れが行われています。これを全て打ち切ったら国保財政が破綻することは目に見えています。

被保険者負担軽減のための法定外繰り入れの継続と基金活用で大幅な国保税の値下げ実現を求めて、本条例改正案に対する反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（西 宗亮君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論を終わります。

議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(西 宗亮君) 起立10人で多数です。

したがって、議案第17号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

10 議案第18号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

11 議案第19号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

12 議案第20号 山ノ内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(西 宗亮君) 日程第10 議案第18号から日程第12 議案第20号までの3議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長山崎和彦君議題を朗読する。)

議長(西 宗亮君) ただいまの3議案につきましては、去る3月5日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

布施谷社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 布施谷裕泉君登壇)

社会文教常任委員長(布施谷裕泉君) 6番 布施谷裕泉。

それではご報告申し上げます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成30年3月20日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

社会文教常任委員長 布施谷 裕 泉

1. 委員会開催月日 平成30年3月13日

2. 開催場所 第3・4委員会室

3. 審査議案

議案第18号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 山ノ内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上3件 平成30年3月5日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第18号、議案第19号、議案第20号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、概略背景をご説明させていただきます。

議案第18号につきましては、国の第7次地方分権法の改正、いわゆる上位法の改正により生じた項ずれによる改正でございます。

議案第19号につきましては、国民健康保険運営協議会における委員定数を変更するものでございます。これまで保健医または保健薬剤師の委員定数が4だったものを3に変更し、新たに被用者保険を代表する委員を1名追加するものです。新たに始まる保険者努力支援制度に対応するものでもあります。

議案第20号、国民健康保険法の改正に基づく改正でございます。国民健康保険の住所地特例者を75歳以上の後期高齢者になってもそのまま対象とするものでございます。

3議案とも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

以上でございます。

議長(西 宗亮君) これより委員長報告に対し議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第18号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第18号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、社会文教常任委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番(渡辺正男君) 9番 渡辺正男。

議案第24号 介護保険条例の一部改正に対し反対の立場から討論します。

(発言する者あり)

9番(渡辺正男君) 失礼しました。間違えました。すみません。

議長(西 宗亮君) 議場整理のため暫時休憩します。

(休憩)

(午後 2時43分)

(再開)

(午後 2時45分)

議長(西 宗亮君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(西 宗亮君) 議案第19号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、社会文教常任委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論を終わります。

議案第19号を採決します。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号 山ノ内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第20号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 山ノ内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

1 3 議案第21号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の制定について

1 4 議案第22号 山ノ内町指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

1 5 議案第23号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

1 6 議案第24号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長(西 宗亮君) 日程第13 議案第21号から日程第16 議案第24号までの4議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長山崎和彦君議題を朗読する。)

議長(西 宗亮君) ただいまの4議案につきましては、去る3月5日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

布施谷社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 布施谷裕泉君登壇)

社会文教常任委員長(布施谷裕泉君) 6番 布施谷裕泉。

それでは、続けてご報告申し上げます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成30年3月20日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

社会文教常任委員長 布施谷 裕 泉

1. 委員会開催月日 平成30年3月13日

2. 開催場所 第3・4委員会室

3. 審査議案

議案第21号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の制定について

議案第22号 山ノ内町指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

議案第23号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(以上4件 平成30年3月5日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、概略をご説明申し上げます。

議案第21号につきましては、これは新規の条例でございます、介護保険法の改正によるものでございます。内容的には、居宅介護支援事業者の指定権限が県から町に移譲され、30年4月1日から施行になるため、必要な条例の制定を行うものであります。市町村による介護支援専門員、ケアマネさんですけれども、ケアマネさんへの支援の充実が目的の一つでもあります。

議案第22号、居宅介護支援事業者を指定するに当たり申請者の要件を条例で定めたものでございます。法人である者を要件として定めるものであります。

議案第23号、介護予防支援の基準に関する3条例の一部改正を行うものであります。主な改正点は、高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするところで、準用している国の基準改正に従った改正でございます。

議案第24号につきましては、平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画に基づき条例の一部改正を行うものでございます。

4議案とも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

以上でございます。

議長（西 宗亮君） これより委員長報告に対し議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第21号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第21号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第21号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の制定については社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号 山ノ内町指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第22号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第22号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 山ノ内町指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定については社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第23号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第23号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定については社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、社会文教常任委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番(渡辺正男君) 9番 渡辺正男。

先ほどは大変失礼をいたしました。

議案第24号 介護保険条例の一部改正に対し反対の立場から討論いたします。

介護保険第7期の1号被保険者の保険料改定が条例の改正目的です。第5段階の標準で年額6万4,800円、本来月額800円の値上げが必要なところを基金活用で100円のアップに抑えたということです。その軽減額は3年間で1億5,000万円ということだそうです。

第6期を振り返ってみると、27年度は、15億6,767万円と見込んだサービス利用料は14億5,709万円にとどまり、28年度は、16億6,578万円に対し14億3,419万円、29年度は、17億7,501万円に対し今回の補正の段階で15億1,100万円にとどまる予想となっています。計画と実績の間には3年間で実に6億円もの開きが出てしまいました。

結果として、29年度末の基金残高は2億1,300万円にまで膨れ上がることとなります。これは、1号被保険者1人当たり4万4,000円、保険料が過大徴収だったということを示しており、極めて異常と言わざるを得ません。

サービス利用料の過大見込みについては、原因の徹底分析と真摯な反省が不可欠であります。第7期のサービス利用料見込みは、30年度16億2,562万円、31年度17億2,814万円、32年度18億3,200万円となっていますが、また大幅な過大見込みになるのではないかと不安が残ります。

そもそも3年ごとの最終年度末に基金はゼロにするのが当たり前ですが、今後の第7期末には、今後計画どおりのサービス利用があつて基金を1億5,000万円取り崩したとしても6,300万円が残ることとなります。期末に基金を残すことが前提の介護保険料算定などあり得ないと思います。

今回の値上げ100円は、100円掛ける12カ月掛ける3年、そして被保険者約5,000人として1,800万円です。ということは、基金を全額活用すれば、月100円値上げどころか月250円値下げできる計算になります。

こうしたことから、今回の値上げ改定は、わずかの値上げであっても安易に賛成はできません。値下げできるだけの財源がありながらそれをやろうとしない町当局の姿勢は、私には理解できませんし、1号被保険者の皆さんにも納得していただけないと思います。

よって、本条例改正には反対をさせていただきます。

以上です。

議長（西 宗亮君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論を終わります。

議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第24号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（西 宗亮君） 起立10人で多数です。

したがって、議案第24号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 17 議案第25号 平成30年度山ノ内町一般会計予算
 - 18 議案第26号 平成30年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
 - 19 議案第27号 平成30年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - 20 議案第28号 平成30年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - 21 議案第29号 平成30年度山ノ内町介護保険特別会計予算
 - 22 議案第30号 平成30年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算
 - 23 議案第31号 平成30年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算
 - 24 議案第32号 平成30年度山ノ内町水道事業会計予算

議長（西 宗亮君） 日程第17 議案第25号から日程第24 議案第32号までの8議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長山崎和彦君議題を朗読する。）

議長（西 宗亮君） ただいまの8議案につきましては、去る3月5日の本会議において山ノ内町議会予算決算審査委員会に審査を付託してありますので、予算決算審査委員長から審査の報告を求めることにします。

高田予算決算審査委員長、登壇。

（予算決算審査委員長 高田佳久君登壇）

予算決算審査委員長（高田佳久君） 13番 高田佳久。

それでは、平成30年度予算関連8議案の審査結果につきましてのご報告をさせていただきます。

なお、報告書中の4、審査要領と5、経過につきましては報告を省略させていただきますが、提出しました報告書に基づきまして会議録への記載をお願いいたします。

山ノ内町議会予算決算審査委員会審査報告書

平成30年3月20日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

山ノ内町議会予算決算審査委員会
委員長 高 田 佳 久

1. 委員会開催月日 3月6日・7日・8日・9日
2. 開催場所 役場委員会室
3. 審査議案
 - (1) 議案第25号 平成30年度山ノ内町一般会計予算
 - (2) 議案第26号 平成30年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
 - (3) 議案第27号 平成30年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - (4) 議案第28号 平成30年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - (5) 議案第29号 平成30年度山ノ内町介護保険特別会計予算
 - (6) 議案第30号 平成30年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算
 - (7) 議案第31号 平成30年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算
 - (8) 議案第32号 平成30年度山ノ内町水道事業会計予算

(以上8件 平成30年3月5日付託)

4. 審査要領

審査にあたっては、常任委員会の組織をもって2部会とし、次の担当区分により部会ごとに関係課等の課長及び係長等の説明を聴し、十分審査のうえ、部会ごとに意見をまとめ、正副部会長会議、さらに全体委員会をもって討論し結論とした。

5. 経過

部会の審査区分

(1) 第1部会 (部会長 山本良一)

議案第25号 平成30年度山ノ内町一般会計予算のうち総務産業常任委員会所管に係る費目

議案第26号 平成30年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算

議案第30号 平成30年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算

議案第31号 平成30年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算

議案第32号 平成30年度山ノ内町水道事業会計予算

(2) 第2部会 (部会長 布施谷裕泉)

議案第25号 平成30年度山ノ内町一般会計予算のうち社会文教常任委員会所管に係る費目

議案第27号 平成30年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算

議案第28号 平成30年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第29号 平成30年度山ノ内町介護保険特別会計予算

6. 結 果

(1) 審査区分 議案第25号 平成30年度山ノ内町一般会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

なお、結果の補足といたしまして、3月8日の予算決算審査委員会で議案第25号 平成30年度一般会計予算に対する修正案が提出されました。修正案の内容につきましては、やまびこ広場整備にかかわる測量設計委託料、工事請負費を削除しようとするものであります。

提案者による説明の後、質疑、討論を行い、採決の結果、賛成少数につき修正案は否決となりました。次に、原案に対する採決では賛成10名、反対2名となり、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

補足については以上となります。

続いて、予算審査におきまして一般会計の費目ごとに意見を付してありますので、ご報告させていただきますと思います。

意 見

《共 通》

○旧北小学校施設整備は、小さな拠点づくり事業を活用し積極的に進めること。

○やまびこ広場リノベーションの実施設計にあたっては、子育て支援・観光振興に資するよう配慮すること。

《総務費》

○楽ちんバスの運行は、利用者ニーズに対応できるよう整備すること。

○ホームページの運用にあたっては、使いやすく見やすい構成にすること。

○国際交流・友好都市等交流は、成果が上がるよう体制強化をはかり進めること。

《民生費》

○子育て環境の向上については、ニーズの把握とすみやかな情報の共有化につとめること。

○生活習慣病の発症予防・重症化予防のための健康ポイント事業は、十分な周知をはかること。

○障害者福祉計画に基づいて、障害者にやさしい町づくりを具現化すること。

《衛生費》

○産後ケア事業は出産・育児の不安解消に向け、適切なサポートにつとめること。

《農林水産業費》

○新規就農者・後継者の確保は、実効が上がるようつとめること。

《商工費》

○案内看板の整備はピクトグラムを活用し、住む人訪れる人にわかりやすい表示にするこ

と。

《土木費》

○空き家対策は実態を踏まえ、将来を見据えた計画を立てること。

《消防費》

○地域防災無線の整備は、個別受信機の運用およびメール配信システムの構築に万全を期すこと。

《教育費》

○スポーツ推進計画の理念のもと、目標達成にむけて取り組むこと。

○中学校長寿命化改修工事においては、生徒の学習環境が損なわれないように十分配慮すること。

○教育振興基本計画における各分野ごとの課題解決に向け、具体的に取り組むこと。

(2) 審査区分 議案第26号 平成30年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

(3) 審査区分 議案第27号 平成30年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○保険者努力支援制度の評価を上げるよう、積極的に取り組むこと。

(4) 審査区分 議案第28号 平成30年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

(5) 審査区分 議案第29号 平成30年度山ノ内町介護保険特別会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○地域支援事業は、地域住民との連携に向けて支援体制を構築すること。

(6) 審査区分 議案第30号 平成30年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○し尿受け入れ施設建設にあたっては、環境保全に万全を期すこと。

(7) 審査区分 議案第31号 平成30年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

(8) 審査区分 議案第32号 平成30年度山ノ内町水道事業会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○東部浄水場の計画は、現施設の処分を含め整備すること。

次に、最後となりますが、総括意見を付してありますので述べさせていただきたいと思いません。

総括意見

国の月例経済報告（2月）では、「景気は、緩やかに回復している」とし、個人消費は、持ち直しているとの見解だが、観光・農業を基幹産業とする当町では、実感を得られない。そんな状況の中、第5次総合計画後期基本計画の中間年となる30年度一般会計予算は、総額を前年度と同額の71億3,600万円とし、29年度に続き70億を超える大型予算となっている。主な要因は、老朽化した公共施設の整備に充てる投資的経費と義務的経費となる人件費・公債費の増額である。

歳入では、町税を2,555万円（前年度比1.6%）減の15億8,070万円としている。給与所得が増加傾向である個人町民税では、1,500万円（3.8%）増としているが、固定資産税は評価替えの年度にあたるため、土地・家屋ともに下落することから2,900万円（3.0%）減と見込んだことが、減額となった最大の要因である。町税は、自治体の収入の大きな柱であることから、引き続き滞納解消に向けての努力を重ね、税収の確保につとめられたい。

また、町債を1億2,870万円（10.4%）減の11億1,270万円とし、前年度に引き続き10億を超える発行を見込んでいる。主な要因は、中学校長寿命化改修工事、防災無線デジタル化、道路改良など公共施設の老朽化による改修費用となるが、将来にわたり負担を負うことになる過疎債などの起債をできる限り減少させるため、情報収集につとめ国県の補助などを最大限に確保されたい。

歳出では、「暮らし・仕事・人づくり予算」として新たな21項目の事業や33項目の拡充事業を計上している。地域公共交通対策としての楽ちんバス運行事業は、29年度の試行運行において順調に利用者数を伸ばしているが、30年度の本格運用では、永続する公共交通網となるよう運用をはかられたい。また、空白地帯の解消および広域的な連携を検討されたい。

移住・定住推進に向け若者定住促進マイホーム取得等補助、移住体験住宅運営事業などの情報提供を積極的に行うことで、補助の活用や移住体験の促進をはかり、人口減少対策につながるようつとめられたい。

インターン受入事業は、県内の大学等から学生を一定期間町内企業で受け入れ、職場体験してもらおう試行事業であるが、町内企業の社員教育、将来的な労働力不足の解消および企業の活性化など産業振興に寄与できることを期待したい。

農業振興として産地パワーアップ事業や新規就農者雇用支援事業は、生産量の拡大および離農対策として期待したい。

観光振興としてインバウンド推進や国立公園満喫プロジェクトは、効果的なプロモーションによる訪日外国人の獲得に向けた事業として取り組むことで、経済効果を期待したい。

後期基本計画イノベーション戦略プランを踏まえて、地域の優れた資源と特性を生かした地域経済の活性化や若年層の流入・定着をはかるとともに、人口流出や少子化を食い止めるための各種施策を積極的に展開しているが、今後も国政等の動向について情報収集につとめ、実効性ある取り組みを継続して進められたい。そして、当町が町民・地域・行政の協調・協力によ

る総合力を発揮し、持続可能な希望あふれる町となることを念願する。

以上、報告を終わります。

議長（西 宗亮君） ただいま予算決算審査委員長の報告で、審査要領及び経過等省略されました箇所につきましては、委員長の要望のとおり会議録に登載するよう配慮します。

これより予算決算審査委員長から報告のありました8議案に対して一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

議案第25号 平成30年度山ノ内町一般会計予算について討論を行います。

初めに、委員長報告に対して反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

議案第25号 平成30年度一般会計予算に対し反対の立場から討論いたします。

まず、本年度予算の評価できる点について申し上げます。

子供医療費の現物給付化については、保険制度分に加えて町単分についても広げた努力は評価できます。今後さらに、福祉医療全てに現物給付化を広げていってほしいと思います。

高校生通学定期券購入補助率の拡大、インターン受け入れ事業、新規就農者雇用支援事業の新規導入、夜間瀬川緑地公園マレットゴルフ場施設修繕費、福祉乗り物乗車券給付事業の拡充は、積極的な町民の暮らし応援策として評価いたします。

若干の問題点について申し上げたいと思います。

楽ちんバス運行については、実証運行からいよいよ有償の本格運用に移行します。アンケート調査でも一番要望の強い中野市への乗り入れ実現やダイヤの見直し、適正な運賃設定など利用者の声を的確に把握し、住民の足として公共交通網確保にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

やまびこ広場リノベーションについては、全員協議会で何度か説明を受けましたが、いまだに具体的なイメージが見えてきません。住民への説明もいまだ不十分と思います。再検討が必要と判断いたします。

定住促進と地域の仕事おこしで大きな効果を上げ、住民に喜ばれた住宅リフォーム助成制度が廃止されたままですが、新築に対する助成と二者択一という発想ではなく、二本立てで定住促進に積極的に取り組むべきと考えます。

30年度は、スポーツ推進計画の初年度の年に当たります。しかし、対応する予算措置はどこにも見当たりません。特に社会体育館にかわる新体育館整備については、アンケートでの要望が強かったことやたび重なる議会からの意見、指摘にもかかわらず一歩も進んでいないことは残念でなりません。

小中学生卒業祝金支給事業は、それ自体に反対ではありませんが、町長が卒業式で子供代表に贈呈しお礼を言わせるという今の支給方法には異議があります。養護学校初め町外の学校で学ぶ子供達もいます。そうした子供達に対する配慮が足りないと言わざるを得ません。そもそも子育て支援として保護者に支給すべきものであり、現在の支給方法は見直すべきと考えます。

国民健康保険特別会計への財政支援の法定外繰り入れを中止することは、どうしても認めるわけにはいきません。基金が多額にあるということは中止の理由にはなりませんし、国の法定外繰り入れの計画的・段階的解消という方針にも沿うものとは言えません。今までの保険税が高過ぎて積み上がった基金です。法定外繰り入れ中止は、財源不足の半額は町が見るという約束で値上げを受け入れていただいた被保険者皆さんに対する裏切り行為であります。

以上の理由から、本予算案は、町民のなりわいと暮らしを守ることに第一に取り組むべき予算としては不十分なものと判断をいたしました。

よって、反対をさせていただきます。

以上です。

議長（西 宗亮君） 次に、委員長報告に対し賛成者の発言を許します。

1番 山本光俊君、登壇。

（1番 山本光俊君登壇）

1番（山本光俊君） 1番 山本光俊。

議案第25号 平成30年度山ノ内町一般会計予算に対し賛成の立場で討論を行います。

30年度当初予算は71億3,600万円となり、11年ぶりに70億円を超えた昨年度と同額の大型予算となっております。中学校長寿命化工事を初めとする公共施設の老朽化や安全確保のための改修費用が予算総額を膨らませる大きな要因と言えます。

歳入では、町税の58.5%を占める固定資産税が評価替えの年度に当たり、土地・家屋ともに下落することから前年度比3%の減額を見込むなど、厳しい財政状況であります。

政策的経費に充てる一般財源に限られる中ではありますが、町の基幹産業である観光と農業の振興策を初め、移住定住推進など予算全般に積極性と創意工夫が見てとれます。

その中で一番注目しているのが、子育てにかかわる予算が充実していることです。18歳までの子供医療費現物給付化などとあわせて新規に産後ケアの導入、妊娠・出産・産後までサポートを充実させている点、そして子育て支援センター、児童クラブの拡充、高校生定期券購入補助率拡大、また小・中学生卒業祝い金、奨学金貸付制度などに加え中学校校舎の長寿命化工事に着手するなど手厚い子供・子育て支援、教育環境の充実が図られていることは評価に値すると思います。

加えて、ことし1月に友好都市となったアメリカ・ベイル町との交流事業の中に高校生のホームステイ関連経費が計上されたことで、子供の成長に大きな可能性が生まれることを期待したいと思います。

また、やまびこ広場リノベーション事業では、来訪者が安全に水遊びをできる場として親水

施設が整備されます。昨年7月、アメリカ・ベイル町を視察したとき町内に何カ所も親水施設が設けられていて、夏休みということもあり、水遊びをする多くの子供たちの楽しそうな笑い声が響いていました。子供たちが明るく元気である様子は、その周りにいる人たちも明るくし、町に活力を与えてくれると実感したことを思い出しながら、このリノベーション事業を契機に当町もそうなることを願っています。

テーマである「暮らし・仕事・人づくり予算」の各種事業が最大の効果を得られるよう期待し、賛成討論とします。

以上です。

議長（西 宗亮君） 次に、委員長報告に対し反対者の発言を許します。

6番 布施谷裕泉君、登壇。

（6番 布施谷裕泉君登壇）

6番（布施谷裕泉君） 6番 布施谷裕泉。

過日、予算決算審査委員会で30年度当初予算からやまびこ広場整備関連の予算を削除する修正案を提出しましたが、賛成は私ひとりで結果として否決となったため、議案第25号 平成30年度一般会計予算について反対の立場で討論いたします。

理由は、アクセス道路の十分な改善が予見できないことによるものです。本予算では、やまびこ広場整備とは別で、道路改良費の中に待避所設置に関する予算が計上されています。待避所は、ガードレールを含む幅を約1メートル、長さ20メートルで2カ所設置するとのことですが、私は、これだけでは安全性及び利便性の確保は難しいと考えます。

予算審査に当たり、現地に出向き通行状況の確認を行いました。特に道路との境に家が建っている場所は、車のすれ違いはおろか車1台が通れる幅しかありません。この町道黒川上川原線は、三遊亭円楽杯などのゲートボール大会では交通量が激増します。すれ違いのときにはどうしても隣接の宅地に入ってしまう。散歩中、飼い猫が車にひかれ犠牲になってしまったということもあると伝え聞いております。

河川法の制限がある中で目いっぱい対処との報告がありましたが、迂回路を含めた道路整備などは検討されず、見切り発車としか思えない対応と感じます。町には、そこを踏まえてさらなる対応を要請するものであります。

予算決算審査委員会で、やまびこ広場整備関連予算の削除を提案しながら、待避所設置についての予算に言及しないのはなぜかという質問がありました。待避所設置は、やまびこ広場整備あるなしにかかわらず、生活道路との観点から少しでも改善される可能性があるとなれば道路改良は必要との判断によるものでございます。

また、整備自体に反対なのかという質問がありました。整備自体に反対するものではないとする旨の答弁をさせていただきましたが、説明し切れていないところを自分自身で感じていきますので、ここで述べさせていただきます。

借地であった土地を平成21年に7,000万円かけて取得したやまびこ広場ですから、利活用を

含めた整備自体に反対するものではありません。特に子育て支援に関する環境整備については必要性を感じていますし、安全な水遊びの場所も必要です。しかし、噴水設置を前提にする必要はないのではという考えであります。

これまで提案されてきたやまびこ広場整備計画では、噴水施設が常に核として位置づけられています。その根拠としているのが住民からの強い要望であったような気がします。今回も2回の説明会を開いていますが、その報告では両会場とも反対意見は出なかったと記しています。強い要望とは結構ニュアンスが違うというふうに感じました。

ちなみに、私も、これまでやまびこ広場で直接お聞きしたことを含め、子育て中のお母さんにいろいろと伺ってみました。具体的なお意見として、欲しいのは水辺を楽しめる公園。できれば水滑り台があればうれしいなどなどであります。噴水については、あればうれしいがなくてもいい、ただ水遊びできるところはぜひ欲しい。中には、山ノ内町に噴水が本当に必要かと疑問符をつけた意見もありました。ちなみに、これらは北部以外のお母さんたちの声です。

町としてこれ以上の説明会は開催する予定はないとしていますが、本当に噴水は町民が求めていることなのか、必要なのか、町民の声をぜひ吸い上げてご判断いただきたいと思います。

アクセス道路整備で安全が十分確保されないままの見切り発車となりそうなこと、また噴水ありきとなっているやまびこ広場整備には納得ができません。

よって、議案第25号 平成30年度山ノ内町一般会計予算に反対をいたします。

以上でございます。

議長（西 宗亮君） 次に、委員長報告に対し賛成者の発言を許します。

3番 湯本晴彦君、登壇。

（3番 湯本晴彦君登壇）

3番（湯本晴彦君） 3番 湯本晴彦。

議案第27号 平成30年度山ノ内町一般会計予算において賛成の立場で討論させていただきます。

平成30年度の当初予算の編成は、「住む人、訪れる人に温もりのある郷土」を目指して組まれました。人口減少で住みにくさが懸念される中、移住定住の各種補助金、楽ちんバスの運行、福祉乗り物乗車券の補助率拡大など、住みにくさへの配慮が感じられる予算案だと思っております。

また、教育面では、卒業祝い金に始まり、高校生通学定期券補助の補助率拡大、奨学基金の積み増しによる奨学金の拡充、ベイル町への高校生ホームステイ、スキージュニア育成など町独自の事業がふんだんに盛り込まれ、教育に力を入れた予算と言えらると思います。

さらに、新規に創設された産後ケア事業、また子育て支援センター事業拡充、放課後児童クラブの拡充、どんぐりの森公園の整備、そしてやまびこ広場の親水施設の整備と、子育て環境を充実しようとする町の姿勢は非常に評価できるものとして、住む人に温もりのある予算立てをされていると考えます。子育てなら山ノ内と言えらるまちづくりに今後も期待したいところで

す。

その一方で、訪れる人への温もりとしては、国立公園満喫プロジェクト、遊歩道整備の拡充、楽ちんカーサービス、観光御宿便サービスもありますが、訪れる人への魅力づくりには、特に平地において少々物足りなさが残るのではないかという面があります。

そこで、目玉事業として、やまびこ広場のリノベーションがあると思います。子育てだけでなく観光としても活用していきたいという町側の熱い思いに、私は大いに期待していきたいと考えます。

ただの親水公園としてではなく、例えば蛍の飛び交う公園として整備が進めば、夏前の閑散期対策となるだけでなく、杳野や渋、安代から穂波温泉を結ぶ蛍街道として点在している場所を結びつける役目となり、志賀高原の日本一の蛍と相まって、山ノ内を蛍の里ということで一気に認知を拡大していくことも夢ではないかもしれません。生物との共存という意味でも、まさにユネスコエコパークらしい展開ではないでしょうか。

一つの事業の予算を多面的に考えていくことで、限られた予算の有効活用にもなっていくます。本当の意味で「住む人、訪れる人に温もりのある」まちづくりを目指していただきたいと強く願ひまして、賛成討論とさせていただきます。

議長（西 宗亮君） 議場整理のため暫時休憩します。

（休憩）

（午後 3時36分）

（再開）

（午後 3時37分）

議長（西 宗亮君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（西 宗亮君） 3番 湯本晴彦君から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

3番 湯本晴彦君、登壇。

（3番 湯本晴彦君登壇）

3番（湯本晴彦君） 3番 湯本晴彦。

今ほど賛成討論におきまして、「議案第25号」のところを「議案第27号」と言ってしまいましたので、訂正をお願いしたいと思います。議案第25号への訂正をお願いいたします。

以上になります。

議長（西 宗亮君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論を終わります。

議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第25号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(多数起立)

議長(西 宗亮君) 起立10人で多数です。

したがって、議案第25号 平成30年度山ノ内町一般会計予算は予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号 平成30年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第26号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第26号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 平成30年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算は予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号 平成30年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、予算決算審査委員長の報告に反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番(渡辺正男君) 9番 渡辺正男。

議案第27号 平成30年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算に対し反対の立場から討論します。

先ほどの国民健康保険税条例の一部改正の反対討論で述べさせていただいたとおり、法定外繰り入れを一遍に打ち切ってしまうということ、これを前提とした予算であることから同様に反対をさせていただくものです。

今後の国保税については、県から示される事業費納付金の額に応じて毎年改定されることになります。ただ、これからは保険給付費を過大に見込んで不当に高い国保税になってしまうというリスクからは解放されるという点では少しほっとしています。

以上です。

議長(西 宗亮君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論を終わります。

議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第27号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(西 宗亮君) 起立10名で多数です。

したがって、議案第27号 平成30年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算は予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号 平成30年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第28号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第28号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 平成30年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算は予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号 平成30年度山ノ内町介護保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、予算決算審査委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番(渡辺正男君) 9番 渡辺正男。

議案第29号 平成30年度介護保険特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

先ほどの介護保険条例一部改正の反対討論で述べさせていただいたとおり、本予算も保険料値上げ改定を前提とした予算であり、条例に対して先ほどと同様の理由から反対をさせていただくものであります。

以上です。

議長(西 宗亮君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論を終わります。

議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第29号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(西 宗亮君) 起立10名で多数です。

したがって、議案第29号 平成30年度山ノ内町介護保険特別会計予算は予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号 平成30年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第30号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第30号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 平成30年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算は予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号 平成30年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第31号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第31号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 平成30年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算は予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号 平成30年度山ノ内町水道事業会計予算について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第32号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第32号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 平成30年度山ノ内町水道事業会計予算は予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

25 陳情第1号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書

26 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書

27 陳情第3号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書

議長(西 宗亮君) 日程第25 陳情第1号から日程第27 陳情第3号まで一括上程し、議題と

します。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長山崎和彦君議題を朗読する。)

議長(西 宗亮君) ただいまの3件の陳情につきましては、去る2月27日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 山本良一君登壇)

総務産業常任委員長(山本良一君) 8番 山本良一。

平成30年3月20日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

総務産業常任委員長 山 本 良 一

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第1号
2. 受理年月日 平成30年1月26日
3. 件 名
(陳情第1号) 耐震診断・耐震改修に関する陳情書
陳 情 者 一般社団法人長野県建築士事務所協会 会長 小河節郎
一般社団法人長野県建築士事務所協会中高支部 支部長 鈴木文夫
4. 付託年月日 平成30年2月27日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

次に、陳情第2号のほうに入らせていただきます。

平成30年3月20日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

総務産業常任委員長 山 本 良 一

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第2号
2. 受理年月日 平成30年1月26日

3. 件 名
(陳情第2号) 最低制限価格の設定に関する陳情書
陳 情 者 一般社団法人長野県建築士事務所協会 会長 小河節郎
一般社団法人長野県建築士事務所協会中高支部 支部長 鈴木文夫
4. 付託年月日 平成30年2月27日
5. 審査結果 不採択すべきものと決定
- 次は陳情第3号です。

平成30年3月20日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

総務産業常任委員長 山 本 良 一

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第3号
2. 受理年月日 平成30年1月26日
3. 件 名
(陳情第3号) 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書
陳 情 者 一般社団法人長野県建築士事務所協会 会長 小河節郎
一般社団法人長野県建築士事務所協会中高支部 支部長 鈴木文夫
4. 付託年月日 平成30年2月27日
5. 審査結果 採択すべきものと決定
- 以上でございます。

審査の内容について若干触れさせていただきますが、陳情第1号に関しましては、特定建築物及び公共建築物の耐震診断・耐震改修について速やかに行うとともに、建築士法の基準に基づいて国土交通大臣が定めた業務報酬基準を守っていただきたいという形でございます。

審査の中で町側にも質問させていただきましたが、当町においては、大半の処理が済んでいる状態だという報告と、報酬基準に関しては指摘されるような不安はないと、こういった状態のご説明がありました。

委員会の中で審査いたしましたのですが、町としては当面必要ないではないかという意見もございましたが、100%終了しているわけではないので、願意を酌んで今回のところという意見もあり、採決の結果、賛成5、反対1で賛成多数により採択すべきものと決定させていただきました。

次に、最低制限価格の設定に対する陳情第2号ですが、これは皆さんご承知のように、再三にわたり幾度か同じ内容のものが出ております。直近では、昨年29年3月議会においてやはり

不採択となったものでございます。

今回の陳情について、それから1年たちましたが、当町及び社会的状況においてその必要性が生じる変化、特に確認できないということで、願意の妥当性を踏まえて実現の可能性はないという形の中で、全会一致での不採択となっております。

次に、陳情第3号でございますが、これは平成27年6月に施行された改正建築士法、その中で国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約を締結するように努める、告示第15号、これを守りなさいという願意でございます。

これも町当局に質問して山ノ内町の状態と比較しましたところ、山ノ内町においては当然その願意に沿った形で運営されているという発言がございましたことから、特に委員の中からは取り立てて採用すべき事柄ではないというような強い意見も出ましたが、この件に関しましても願意という形では間違った願意ではないので取り上げようじゃないかと、こういったような声と二通りになりまして、採決した結果、賛成4、反対2の賛成多数により採択すべきものと決定いたしましたので、皆さん方のご同意をお願いいたします。

議長（西 宗亮君） これより委員長報告に対し議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（西 宗亮君） 起立11名で多数です。

したがって、陳情第1号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書については総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

陳情第2号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(起立なし)

議長(西 宗亮君) 起立はありません。

したがって、陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書については総務産業常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

陳情第3号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(西 宗亮君) 起立10名で多数です。

したがって、陳情第3号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書については総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

28 同意第2号 固定資産評価員の選任について

議長(西 宗亮君) 日程第28 同意第2号 固定資産評価員の選任についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長。

町長(竹節義孝君) 同意第2号 固定資産評価員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、前任者の辞職に伴い、地方税法第404条第2項の規定により、固定資産評価員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

住所、長野市吉田1丁目26番20。

氏名、柳澤直樹。

生年月日、昭和31年2月1日。62歳。

履歴事項、現山ノ内町副町長。

任期は、平成30年4月1日からです。

理由は、固定資産評価員から平成30年3月31日をもって辞職する旨の届け出があり、これを受理したことから新たに選任するものであります。

近隣の市では副市長が評価員を務めており、当町も副町長を選任するものであります。十分ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（西 宗亮君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第2号 固定資産評価員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（西 宗亮君） 起立全員です。

したがって、同意第2号 固定資産評価員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

29 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（西 宗亮君） 日程第29 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長。

町長（竹節義孝君） 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会を同意するものであります。

住所、山ノ内町大字夜間瀬735番地。

氏名、山崎廣一。

生年月日、昭和23年1月20日。

任期は、平成30年4月3日から平成33年4月2日までの3年間の任期であります。

十分ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（西 宗亮君） 質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。
同意第3号を採決します。
この採決は起立によって行います。

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(西 宗亮君) 起立全員です。

したがって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

30 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長(西 宗亮君) 日程第30 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長。

町長(竹節義孝君) 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

住所、山ノ内町大字平穏4127番地102。

氏名、倉並一良。

生年月日、昭和15年3月1日。

任期は、平成30年6月17日から平成33年6月16日までの3年間の任期であります。

十分ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長(西 宗亮君) 質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。
同意第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(西 宗亮君) 起立全員です。

したがって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

3 1 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

3 2 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

3 3 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

3 4 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

3 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長(西 宗亮君) 日程第31から日程第35までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長山崎和彦君議題を朗読する。)

議長(西 宗亮君) 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、5案は各委員長からの申し出のとおり議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長(西 宗亮君) 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長(西 宗亮君) 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、2月27日から本日までの22日間の会期でありましたが、一般質問においては10名の議員が登壇され、産業振興、教育や福祉など町の諸課題についてさまざまな見地から活発な論戦が展開されました。

また、議案審議では、平成30年度当初予算や平成29年度補正予算を初め多くの条例制定と一部改正など、数多くの重要案件についてご審議いただきました。とりわけ新年度予算の審査に当たりましては予算決算審査委員会において慎重かつ真剣に審査をいただき、厚くお礼申し上げます。

げます。

提出されました審査意見はもとより、本会議、委員会での意見や提言につきましても、今後の行財政運営に十分反映されますよう強く要望したいと思います。

新しい年度が始まります。可決した予算がより効果が上がり、住民益をもたらすよう、町、議会、そして住民が一体となつてのまちづくりが推進されますようお願い申し上げます。

本日ここに、無事、閉会を迎えることを改めて感謝申し上げますとともに、議員、理事者、管理職各位に重ねて御礼申し上げ、各位のますますのご活躍とご多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（西 宗亮君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長。

町長（竹節義孝君） 平成30年第2回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、2月27日から22日間の会期中で、3日間の一般質問では友好交流、産業振興、教育・福祉行政を中心に活発なご議論をいただいたほか、提案した案件につきましては原案どおりご承認いただき、ありがとうございました。

2月26日から28日、国立公園満喫プロジェクト展開事業として、海外旅行会社招聘事業、通称ファムトリップにはオーストラリア、香港、イギリスから8名の方をお招きし、2班に分かれ、志賀高原18のスキー場をスキー、スノーボードで視察体験滑走いただきました。スノーモンキーやパウダースノーに皆さん大満足をいただきました。来年も国の補助金が内定しており、引き続きインバウンド事業として実施してまいりたいと思っております。

また、同じく2月26日から28日、中国スキープロモーション事業として、中国から8名をお招きし、スキーやスノーシューを志賀高原で体験していただくとともに、渋温泉街の散策、スノーモンキーなど体験視察いただきました。特に北京冬季オリンピックが4年後に開催されることから中国でのスノースポーツ人気が高まりを見せているほか、東京オリンピックでは当町を初め県内7市町村が中国のホストタウンでもあります。

中国では、平昌同様、人工雪でコース部分のみ滑走可能なことから、志賀高原のパウダースノー、変化に富んだ雪山ゲレンデ、温泉街の町並み、スノーモンキーに大変喜んでいただきました。中国でのスキーは一部の富裕層、若者が中心ですが、北京・東京オリンピックもあり、また隣国としてスキー、スノーモンキー、温泉などによる誘客が大いに期待できます。

名誉町民、蟻川浩雄さんの代理としてお嬢さんの紀美子さんが遠路ご来町いただき、図書購入代500万円をご寄贈いただきました。蟻川図書館の建設費、改修費、さらには毎年500万円の高額なご寄附による図書館の充実には本当に頭が下がる思いであり、その厚意に感謝申し上げます。利用者、町民、とりわけ利用された子供たちが立派に成長されていることこそ蟻川さん

の本旨であり、重ね重ねお礼申し上げる次第です。

なお、蟻川さんは、91歳の現役として今も会社へ出勤したり出張もされているとのこと。信州は大変寒い時期だということで今回は娘さんに託し、春暖かくなったらゆっくりと来町されるのご伝言でございました。

3月14日、3小学校、3月15日、山ノ内中学校の卒業式が、保護者、来賓の皆さんをお迎えし厳かに挙行されました。入学式とともに学校にとって最大の行事であり、児童・生徒にとっても一生の思い出の出来事で、私たちも、未来ある子供たちの晴れがましく巣立つ姿は感激深いものであります。新生西小学校では初めての卒業式でしたが、子供たちや保護者、町にとって不安なこともありましたが、子供たちの元気な姿、そして大字夜間瀬の子供たちが仲よく成長していることは大変喜ばしいことでございます。

当町のスキー発祥100周年記念事業として始めました志賀高原SNOW MONKEY BEER LIVEが、ことしも3月16・17日、3ステージにクラフトビール、生バンド演奏、ファンの皆さんが全国から2,500名集い、盛大に開催されました。スキーヤーやスノーボーダー以外のリピーターとして地元参加者も多く、志賀高原の冬の風物詩として新たな魅力の一つとなり、これからも大いに期待するイベントの一つでございます。

既に市川海老蔵さんのブログや全国のケーブルテレビのクラウドファンディング、東京のマスコミ懇談会などでPRされていますが、あす3月21日には、東京京橋のモンベルショップにおいて、第5回目となりますABMORI植樹のキックオフイベントを開催します。

過去3回のABMORI植樹は1,000名で打ち切っていましたが、昨年第4回は麻央さんが亡くなられたこともあって急に応募者が殺到し、お断り切れず1,500名の方々による植樹となるとともに例年の倍のマスコミの取材がありましたが、困難なく終了いたしました。第5回のごことは6月24日蓮池スキー場で行う予定です。多くの皆さんがご参加いただけるよう、PR、受け入れ態勢を整え植樹に万全を期してまいります。

3月8日ニュースで小澤征爾さん1カ月入院との報道があり、早速、小澤さんの携帯電話にお見舞いのメールを送ったところ、即、返信の電話があり元気な声で、「入院しちゃってすみません、（1月22日から10日間の予定で来る予定になっておりましたけれども、）1月もスキーに行く予定だったのに行けなかったけど、中学へは夏必ず行くから皆さんによろしく」とのことでした。治療に専念の上、一日も早く回復され、山ノ内中学校や奥志賀のコンサートで元気なお姿が拝見でき、お会いできることを楽しみにしています。もちろん、学校へもその旨、伝言させていただきました。

3月10日、中川環境大臣、亀澤自然環境局長が国会の合間に、スノーモンキー、志賀高原の廃ホテル、国立公園満喫プロジェクトの直轄事業である蓮池周辺の整備、志賀高原創生公社の活動などの視察に見え、中島副知事ともども、町のPRを含め現状や取り組み状況を説明させていただきました。

亀澤局長とは本省でお会いしていましたが、今回初めて大臣を交えての国立公園整備事業、

インバウンド推進、温泉熱利用や雪室、スキー場再生や温暖化対策、環境保全を兼ねたことし第5回目となるABMOR I植樹など、短い時間ですが直接懇談でき、有意義でした。町としては、国立公園満喫プロジェクトのハード・ソフト事業、とりわけ廃ホテル対策など、直ちに環境省志賀高原管理官、長野県、和合会、町の4者で取り組むとともに今後の施策に弾みをつけてまいりたいと思っております。

志賀草津高原ルートオープンですが、1月23日、本白根山が噴火し12名の死傷者が出たことにより本白根山鏡池から半径2キロが警戒範囲になっておりますが、草津町黒岩町長に見舞いと早期のルートオープンを兼ね要請し、状況を注視してまいりました。3月13日草津町長から電話があり、3月9日に草津白根山防災会議協議会の分科会が気象庁で開催され、規制範囲縮小設定に対して黒岩町長は、志賀草津高原ルート、292でございまして、噴石が飛散していないので半径1キロの丸円の規制でなく規制範囲を700から1キロとの提案までをされ、会議では妥当との報告となり、気象庁では現在のレベル3を2に引き下げ、志賀草津高原ルート通行可能の方向で関係機関と協議する方針となりましたが、この前提として草津白根山防災会議協議会の同意を要するとされました。

私としては、これは草津町長のことでございましてけれども、会議を開催するのではなく協議会委員の同意をもって対応したいと思うがいかがかとのことから了承し、同意書を送付いただければ同意する、そんなことをお伝えするとともに、4月20日の志賀草津高原ルートの開通を目指して、引き続き草津町と連絡をとり対応していきたいというふうに思っております。

新警戒レベルにより規制範囲が縮小され志賀草津高原ルートが開通すれば当町のグリーン期の観光に大きく影響しますので、引き続き草津町と連絡を密にし、気象庁、群馬県、草津町の対応を注視してまいりたいと思っております。

3月18日、10日間の熱戦と多くの感動を残し平昌パラリンピックも無事成功し、幕をおろしました。日本選手は金メダル3個を含む10個のメダルを獲得するなど大活躍でした。2年後の東京、4年後の北京パラリンピックに弾みがつくものと思われまします。何よりもスポーツを通じてのノーマライゼーションの舞台となり多くの人々に普及できたことが一番であり、町でもさらに、障害者スポーツの普及や福祉施策の充実に力を注いでまいりたいと思っております。

最後になりましたが、季節の変わり目、議員各位におかれましては健康に十分ご留意いただき、新年度の町行政のスタートに従前にも増してご理解、ご協力を賜りますとともにますますのご活躍を祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉 会

議長（西 宗亮君） これにて平成30年第2回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間、大変ご苦勞さまでした。

（閉 会）

（午後 4時21分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員